

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】親権者の直接的な監視下でない子の行動について日頃の指導監督はある程度一般的なものとならざるを得ず,人身に損害を生じさせた場合でも当該行為につき具体的に予見可能な特別の事情が認められない限り監督義務を尽くしていなかったとすべきではないと判示(平成27年4月9日最高裁平成24年(受)第1948号)

【2】Y所有のマンション内で自殺者が出た事実を知らされずに賃貸借契約を締結したXが同契約を解除,自殺の事実を秘匿したYに損害賠償を請求した。一審は104万円を限度に請求を認容,Yの未払賃料を求める反訴を棄却したためYが控訴したがYの請求は棄却された(平成26年9月18日大阪高裁平成25年(ネ)第3533号)

【3】幼少時に叔父に性的虐待を受け,心的外傷後ストレス障害,うつ等の精神障害を発症したとして損害賠償を請求した事案。消滅時効及び除斥期間の経過が争点となったが,うつ病の起算点はこれを発症した時として除斥期間の経過を認めず原告の請求を認容した(平成26年9月25日札幌高裁平成25年(ネ)第226号)

【4】債権ファンドを購入したXらは,Yら(勧誘銀行及び委託会社)に対して,消費者契約法に基づく無効・取消等による不当利得の返還,もしくは説明義務違反等による損害賠償を請求。Xの請求を一部認容した一審判決を変更し,控訴審はXの請求を全て棄却した(平成27年1月26日東京高裁平成26年(ネ)第1946号)

【5】X(未成年者)の未成年後見人Cが,Xの実母の死亡保険金を横領したことに関し,家庭裁判所の家事審判官がCによる横領の発生を容易に認識しえたにも拘らず防止しなかったとして国賠法1条1項に基づき損害賠償請求がなされ,その請求がほぼ認められた事例(平成26年10月15日宮崎地裁平成25年(ワ)第327号)

【6】警察情報を基にした新聞記事で,原告会社が暴力団に献金していると書かれたとして新聞社と県に損害賠償等を請求した事案。献金が事実であるとの相当の理由はないが原告に財産的損害はなく,警察官の情報提供も個人的なものだったとして原告請求を棄却(平成26年10月16日福岡地裁小倉支部平成24年(ワ)第150号)

(商事法)

【7】非上場会社において会社法785条1項に基づく株式買取請求がされ,裁判所が収益還元法を用いて株式の買取価格を決定する場合,当該会社の株式には市場性がないことを理由とする減価を行うことはできないと解するのが相当であると判示(平成27年3月26日最高裁平成26年(許)第39号)

(知的財産)

【8】原告(小説家・漫画家ら)が,自炊代行業者及びその代表者が権利者の許諾なく電子的方法により書籍を読み取って電子ファイルを作成,同ファイルを依頼者に納品しているとしてその複製の禁止等を求めた事案。一審は差止請求を認容,被告は控訴したが棄却された(平成26年10月22日知財高裁平成25年(ネ)第10089号)

【9】特許無効審判の請求人が特許権者による訂正の請求を認めるとともに特許無効審判の請求は成り立たないとした審決の取消しを求めた事案であって,補正後の記載を補正前の記載に戻すための訂正は「誤記」の訂正に当たらないとして,審決が取り消された(平成27年3月25日知財高裁平成26年(行ケ)第10145号)

【10】原告が,被告との間で締結した業務委託契約を履行不能等の理由で解除したとして原状回復請求(被告に支払った委託料及び保証預金名目の金員のうち一部の支払)を求めたところ,同請求が認められた事例(平成27年3月19日大阪地裁平成25年(ワ)第7416号)

【11】被告AとBの共同論文に原告論文と同一の記述があるとして損害賠償,謝罪広告掲載等を求めた事案。原告主張の内AB共同執筆論文の一部が原告論文の記述の複製であることを認め,原告の氏名が表示されていないことをもって原告の氏名表示権侵害のみ認容した(平成27年3月27日東京地裁平成26年(ワ)第7527号)

(刑事法)

【12】被害者等が被害状況等を再現した結果を記録した捜査状況報告書を刑訴法321条1項3号所定の要件を満たさないのに同法321条3項のみにより採用した第1審の措置を是認した原判決に違法があるとされた事例(平成27年2月2日最高裁平成26年(あ)第1422号)

【13】被告人は秋葉原の歩行者天国で無差別殺人を企て、トラックを疾走させて歩行人を跳ね、さらに車を降りて歩行人をナイフで突刺す等して7名を殺害し10名に傷害を負わせた事件。第1審判決は被告に死刑を科刑、原判決はこれを維持、弁護人による上告も棄却された(平成27年2月2日最高裁平成24年(あ)第1647号)

【14】刑事施設に収容されている再審請求申立人の届出住居(同施設)に宛てて、申立人の出所後に行った同人に対する再審請求棄却決定謄本の付郵便送達が、申立人が住所変更届の提出を欠いたことを理由に有効とされた事例(平成27年3月24日最高裁平成26年(し)第567号)

【15】会社の重要な業務執行の決定に関する職務に従事していた被告が、同社の第三者割当増資に際し、同社株売買で不当な利益をあげ、証券取引法違反、金融商品取引法違反等で起訴された事案。原審有罪の判断に被告が上告したが棄却された(平成27年4月8日最高裁平成25年(あ)第1676号)

【16】死刑確定者Xの弁護士との秘密面会を許可しなかったことが憲法13,32,34条等に違反するとして国賠法に基づき損害賠償を請求した事案。死刑確定者の心情の安定を理由とした刑事施設の長の措置は裁量を逸脱しているとして慰謝料(66万円)の支払いを認めた(平成26年9月10日東京高裁平成25年(ネ)第7257号)

(公法)

【17】西宮市住宅条例における、市長は入居者が暴力団員であることが判明した場合は市営住宅の明け渡しを請求できる旨を定めた部分は憲法14条1項及び22条1項に違反しないと判示(平成27年3月27日最高裁平成25年(オ)第1655号)

【18】平成26年施行の衆議院議員総選挙について、愛知県、岐阜県、三重県の選挙区の選挙人が、小選挙区選出議員の選挙区割り規定は憲法違反でありそれに基づいて実施された選挙も無効だとして選挙無効を請求したが棄却された事例(平成27年3月20日名古屋高裁平成26年(行ケ)第2号)

【19】X社(Z社の100%子会社)がZ社に対して行った製品の売上値引及び単価変更による売上の減額が法人税法37条に規定する寄付金に該当するか否かが争われた事案。Xの売上げ値引き及び単価変更にかかわる金額は同法同条の寄付金に該当しないと判断(平成26年1月24日東京地裁平成20年(行ウ)第738号)

【20】母国で政治活動を行っていたアンゴラ国籍の男性が難民認定を申請したが、同申請が拒否され強制退去を命じられたためその処分の取消しを求めた事案。本審は原告の難民該当性を認め、不認定処分を取り消し、在留不許可処分は違法、退去処分は無効であるとした(平成26年4月15日東京地裁平成25年(行ウ)第33号)

(社会法)

【21】新幹線運転士が酒気帯状態で運転業務に就こうとしたとして減給処分を受けたことに対し、労働組合敵視政策の一環である等として減給分の賃金、慰謝料の支払いを求めた事案。控訴審は原告請求の一部を認めた一審判決を取り消し、原告の請求を全部棄却した(平成25年8月7日東京高裁平成25年(ネ)第961号)

【22】個人タクシー事業者Xらは、タクシー待機場所への乗り入れを法人事業者Yが妨害したとして同行為の差止め及び過去の妨害行為に基づく損害賠償を請求した事案。本審は物理的な妨害の差止め請求は認容、損害賠償については各々約300円の限度で認容した(平成26年10月31日大阪高裁平成26年(ネ)第471号)

【23】学校法人Xが労働組合員Yらが行うXの施設周辺での情宣活動の差止めを求めた事案。Yらの行為、態様、被侵害利益の侵害の程度を考慮すれば憲法28条に基づく団体行動の保護も社会通念上認められないとして差止め請求の一部を認容した(平成26年6月10日東京地裁平成23年(ワ)第41841号)

(その他)

【24】土地代金を詐取された不動産業者Xは、所有権移転登記手続をXから受任したY(司法書士)が印鑑証明書等の偽造を見逃したとして、Yに対して損害賠償を請求した事案。損害賠償請求は認められたが、Xにも落ち度があるとして7割が過失相殺とされた(平成26年11月17日東京地裁平成25年(ワ)第7774号)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民法】

### (1) 最一判平成27年4月9日 最高裁HP

平成24年(受)第1948号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/032/085032\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/032/085032_hanrei.pdf)

(判示事項)

自動二輪車を運転して小学校の校庭横の道路を進行していたB(当時85歳)が、その校庭から転がり出てきたサッカーボールを避けようとして転倒して負傷し、その後死亡したことにつき、同人の権利義務を承継したXらが、上記サッカーボールを蹴ったC(当時11歳)の父母であるYらに対し、損害賠償を請求する事案において、Yらが民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかつたとされた事例。

(理由)

Cの行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為であること、本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが本件道路上に出ることが常態であったものとはみられないこと、Cが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれないこと、に照らすと、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。

また、親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかつたとすべきではない。Cの父母である上告人らは、危険な行為に及ばないように日頃からCに通常のしつけをしていたというのであり、Cの本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があつたこともうかがわれない。

### (2) 大阪高判平成26年9月18日 判例時報2245号22頁

平成25年(ネ)第3533号 損害賠償請求 賃料等反訴請求控訴事件(控訴棄却(確定))

Yは所有するマンション内で居住者が自殺した事実を告げずにXに賃貸し引き渡したところ、後にXがその事実を知つたため、Xは賃貸借契約を解除し本件マンションを退去し、Yに対し自殺の事実を秘匿して賃貸借契約を締結したことによりXの利益を侵害したとして不法行為又は債務不履行に基づき144万円余の損害賠償を請求した。一審は、104万円余を限度に請求を認容し、Yの未払賃料を求める反訴を棄却した。これに対しYのみが控訴したという事案である。

本判決は、賃貸人には信義則上自殺の事実を告知すべき義務があり、その義務違反によりXの権利又は法律上保護される利益を侵害したものとしてYの行為を不法行為と判断し、一審を上回る114万円余の損害を認めたが、Xからの控訴がなかつたため原判決を控訴人に不利益に変更することはできないとして控訴棄却とした。なお、本判決は、本件賃貸借契約は告知義務違反によって生じた結果と位置づけられるから告知義務は本件賃貸借契約に基づいて生じた義務と解することはできず告知義務違反は債務不履行ではなく不法行為を構成すべきであるとした。また、Yの賃料請求については、Xは解除後も一定期間本件建物に残留物を残置させ本件建物を占有したがXの占有はYの故意の不法行為に起因するものであること、その期間も約1ヶ月にとどまり前住居に残留物を搬入する期間としてやむを得ないこと等を理由にYの請求を退けた。

### (3) 札幌高判平成26年9月25日 判例タイムズ1409号226頁, 判例時報2245号31頁

平成25年(ネ)第226号 損害賠償請求控訴事件(変更, 上告, 上告受理申立)

X(昭和49年生)は昭和53年1月から同58年1月にかけて叔父Yから性的虐待行為を受け、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、うつ病等の精神障害を発症したとし、平成23年4月、Yに対し不法行為に基づき慰謝料等3270万円の損害賠償を請求した。Yは消滅時効及び除斥期間の経過を主張したが、本判決は、上記性的虐待行為を認定した上で、Xは昭和58年頃にPTSD及び離人症性障害、平成18年9月頃にうつ病を発症したとし、民法724条後段所定の除斥期間は、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が起算点になるとし、PTSD及び離人症性障害については除斥期間が経過しているが、うつ病については、これらに基づく損害とは質的に全く異なる別個の損害であり、起算点はこれを発症した平成18年9月頃であるので除斥期間は経過していないとし、慰謝料2000万円、治療費919万円余(将来の治療費も含む)、弁護士費用119万円余の賠償を認めた。

#### (4)東京高判平成27年1月26日 金法2015号109頁

平成26年(ネ)第1946号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更・請求棄却)

X1(個人)・X2(会社)は、Y1銀行に勧誘され、オーストラリア・ドル債権ファンドとして設定されたY2を委託会社とする追加型、毎月分配型の投資信託の受益証券を購入した。同投資信託の受益者に原則として毎月支払われる収益分配金には元本の一部払戻しに相当する部分があった。Xらは、Yらに対し、投資信託の購入契約について消費者契約法所定の不利益事実の不告知、詐欺若しくは錯誤による取消し若しくは無効を主張して不当利得の返還として、または目論見書の虚偽記載等あるいは説明義務違反があったとして、金融商品取引法(Y1に対しては同法17条、Y2に対しては同法18条)所定の損害賠償または債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償として、投資信託の購入価格から分配金及び解約時の精算金を控除した額の金員の支払等を求めた。原判決は、YらはXらに対し説明義務違反に基づく共同不法行為責任を負うとしたが、5割の過失相殺をして、各請求の一部を認容し、その余の請求をそれぞれ棄却した。Xら及びYらが各自の敗訴部分を不服としてそれぞれ控訴を提起したのが本件である。

本判決は、Yらの説明義務違反の有無の点につき、要旨次のとおり判示して、原判決を変更し、Xらの請求をいずれも棄却した。前提となる事実関係として、X1は、投資信託に対する5年以上の投資経験を有する不動産賃貸業等を目的とする株式会社の取締役であり、同じく不動産の賃貸業等を目的とするX2においても顧問としてその経営指導等をしてきたこと、Y1銀行A支店の担当者Bは、Y2が作成した投資信託の目論見書及びパンフレットを示して、研修で教えられたとおりに、上記投資信託に係るファンドがオーストラリアの公社債で運用する豪ドル建てファンドであること、リスクの内容及び程度、運用実績において比較的安定して分配金が出ているが、上記投資信託の分配金は投資信託の運用収益を原資とするとは限らず、元本の払戻しによることもあることなどを説明したこと、X1は、Bの説明に対しわかっているから必要ない旨述べたが、Bは、目論見書・パンフレットを渡ししっかり読むよう伝えたことの各事実が認められるとした。その上で、Y1の説明義務違反の有無については、金融機関は毎月分配型の投資信託の受益証券を購入する顧客に対し、その仕組み、特性、リスクの内容と程度等の説明として、分配金に運用収益以外のものが含まれていること及び分配金が分配されていることが必ずしも良好な運用実績を意味しないことも、当該顧客の属性(投資経験、金融商品取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素)を踏まえて、当該顧客が具体的に理解することができる程度に説明をすべき信義則上の義務があるが、Y1の担当者Bにおいて、X1の属性を踏まえた説明がされており、Y1に説明義務違反は認められないと判示した。Y2の説明義務違反の有無については、金融機関が投資信託を販売する際に、投資信託発行者の作成した目論見書を使用して、販売委託された金融機関担当者がこれに基づいた説明を行った場合において、投資信託の販売における顧客への説明は、委託会社が受益証券発行の際に目論見書の作成を行い、販売委託された金融機関が受益証券の募集の際に目論見書の交付を行うという形で分担されるから、第一義的な説明義務者はY1であり、投資信託発行者Y2には、特段の事情のない限り、信義則上の説明義務を認めることはできず、本件においては特段の事情があるとはいえないと判示した。

#### (5)宮崎地判平成26年10月15日 判例時報2247号92頁

平成25年(ワ)第327号 国家賠償等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Xは、実母で単独親権者Bの交通事故による死亡保険金を受領する見込みとなったが、未成年者であったため、祖母CがXの未成年後見人に選任されたところ、Cが死亡保険金を横領し費消したので、Xは未成年後見人を監督すべき地位にある家庭裁判所の家事審判官が、CがXの財産を横領することを認識または容易に認識し得たのに被害の発生を防止しなかったとして、国賠法1条1項に基づき損害賠償金2599万3520円の賠償を求め、2511万3494円の支払いが認容された事案。

裁判所は、本件で未成年後見人の選任が申し立てられた理由は、Xに多額の保険金が支払われることが予想されるためであり、家庭裁判所の監督における一番重要な点はXが受領する保険金の出入を監督することにあるとした上で、家事審判官は、G弁護士からの報告により自賠償保険金及び任意保険金の支払いが行われる予定であることを聞いていたこと、Xの父Aが宮崎家庭裁判所に未成年後見人Cの解任申立を行い、代理人H弁護士よりCの金銭管理に問題があることが種々主張立証されていたこと、さらに、Cが平成21年9月11日に提出した収支報告書(平成21年1月から同年6月までの期間が記載されていた)では、本来記載されるべき平成20年7月1日から同年12月末日までの期間の記載がなく、不完全なものとなっていたこと、同日提出の財産目録には、保険金がC名義の通帳に入金されていて明らかに不適切な管理がなされていることが明らかなこと等からすれば、遅くとも同日の時点で、Cが横領している可能性を容易に認識し得たと判断した。

そして、家事審判官は、Cに上記期間の収支について通帳の写しの提出を求めたり、Cに報告をさせる等の措置を取らず、保険金請求の進捗状況をG弁護士に照会する等の方法で、自賠償保険金の支払の有無及びその額につき把握する措置をとっていないから、更なる被害を防止する措置を怠ったといわざるを得ないため、家事審判官の対応は与えられた権限が逸脱されて著しく合理性を欠くものと判断した。

## (6)福岡地裁小倉支部判平成26年10月16日 判例時報2246号72頁

平成24年(ワ)第150号 損害賠償等請求事件(棄却(控訴))

株式会社及びその代表者(原告ら)が、Y新聞社の朝刊第1面に「下請け、工藤会に一億円」と題する記事が掲載されたことにつき、県警所属警察官が提供した情報に基づき作成されたものであり、名誉を棄損されたとして、県及びY新聞社に対し不法行為に基づく損害賠償請求をし、Y新聞社に対しては謝罪広告の掲載をも求めた事案において、同記事が原告会社の名誉を毀損するものであることを認め、原告会社から工藤会に対して約一億円の金員が流れていたとの事実が真実であるとの証明はされておらず、真実であると信ずるにつき相当の理由があったとも認められないから原告会社の被った損害について不法行為責任を負うとしたが、Y新聞社の損害賠償責任については、原告会社が当時県発注工事からの排除措置を受けて廃業状態であり、記事によって財産的損害を被ったとは認められないとしてこれを認めず、県の責任については、警察官が記者の取材に対し個人的に応じて自分の見方等を含む情報提供を行ったに過ぎず、警察官の職務行為として行われたものと認めることができず、職務行為の外形を有すると認められない、国家賠償責任を追及することを可能ならしめる職務上の過失にあたる行為を認めることができないとして、これを否定し、原告らの請求をすべて棄却した事例。

### 【商事法】

## (7)最一決平成27年3月26日 最高裁HP

平成26年(許)第39号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/016/085016\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/016/085016_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

非上場会社において会社法785条1項に基づく株式買取請求がされ、裁判所が収益還元法(将来期待される純利益を一定の資本還元率で還元することにより株式の現在の価格を算定する方法をいう。)を用いて株式の買取価格を決定する場合に、当該会社の株式には市場性がないことを理由とする減価(以下「非流動性ディスカウント」という。)を行うことはできないと解するのが相当である。

(理由)

非流動性ディスカウントは、非上場会社の株式には市場性がなく、上場株式に比べて流動性が低いことを理由として減価をするものであるところ、収益還元法は、当該会社において将来期待される純利益を一定の資本還元率で還元することにより株式の現在の価格を算定するものであって、同評価手法には、類似会社比準法等とは異なり、市場における取引価格との比較という要素は含まれていない。吸収合併等に反対する株主に公正な価格での株式買取請求権が付与された趣旨が、吸収合併等という会社組織の基礎に本質的変更をもたらす行為を株主総会の多数決により可能とする反面、それに反対する株主に会社からの退出の機会を与えるとともに、退出を選択した株主には企業価値を適切に分配するものであることをも念頭に置くと、収益還元法によって算定された株式の価格について、同評価手法に要素として含まれていない市場における取引価格との比較により更に減価を行うことは、相当でないというべきである。

### 【知的財産】

## (8)知財高判平成26年10月22日 判例時報2246号92頁

平成25年(ネ)第10089号 著作権侵害差止等請求控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て))

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/579/084579\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/579/084579_hanrei.pdf)

小説家・漫画家・漫画原作者が原告(被控訴人)となって、いわゆる自炊代行業者及びその代表者(被告ら=控訴人ら)に対し、同業者が電子ファイル化の依頼があった書籍について、権利者の許諾を受けることなく、スキャナーで書籍を読み取って電子ファイルを作成し、その電子ファイルを依頼者に納品している(本件サービス)から、注文を受けた書籍には、原告らが著作権を有する作品が多数含まれている蓋然性が高く、今後注文を受ける書籍にも含まれている蓋然性が高いとして、原告らの著作権(複製権)が侵害されるおそれがあるなどと主張し、著作権法112条1項に基づく差止請求として、被告らに対し、第三者から委託を受けて原告作品が印刷された書籍を電子的方法により複製することの禁止等を求めた事案において、第1審の東京地裁平成25年9月30日判決(裁判所HP、判例時報2212号86頁、法務速報150号16番で紹介済みの判決例)が差止請求を認容し、不法行為に基づく損害賠償請求を原告ら1名につき10万円及び遅延損害金の限度で認容したことに對し、被告らが控訴した控訴審。

控訴審裁判所は、控訴人会社は本件サービスにおける複製行為の主体であり、控訴人会社には著作権法30条1項の適用はないから、本件サービスにおける複製行為は被控訴人らの複製権を侵害するとし、控訴人会社は今後も本件サービスにおいて被控訴人らの作品をスキャナーで読み取って電子ファイルを作成し、被控訴人らの著作権を侵害するおそれがあるから、複製差止の必要性があるとして、差止請求を認容し、また、被控訴人らは控訴人会社に対する差止請求をするために訴訟提起を余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任したものと認められるとして、被控

訴人1名につき弁護士費用相当損害金10万円及び遅延損害金の支払義務がある旨判示し、控訴人らの控訴を棄却した。

### (9)知財高判平成27年3月25日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10145号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/011/085011\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/011/085011_hanrei.pdf)

特許無効審判の請求人が、特許権者による訂正の請求を認めるとともに特許無効審判の請求は成り立たないとした審決の取消しを求めた事案であって、補正後(補正F1及びF3)の記載を補正前の記載に戻すための訂正は「誤記」の訂正に当たらないとして、審決が取消された事案。

原告らは、訂正事項5及び6は、誤記の訂正として認められたものであるが、当業者である被告も訂正前の記載(本件補正1後の記載)が補正前の記載事項と技術的に相容れない事項とはみなしていないのであり、同補正が錯誤によりされたということはできないから、審決の判断には誤りがあると主張する。

しかし、補正1(補正F1及びF3)の内容自体が誤ったものであるとも、補正後の記載事項が、補正前に記載されていた事項と技術的に相容れない事項であるとも認められないから、そもそも、補正F1又は補正F3に係る補正後の記載内容(本件訂正前の記載内容)自体に、誤りがあるとは認められない。なお、訂正の経過をみても、被告は、本件訴訟に先立つ無効審判請求において、原告らから、補正F1及びF3が新規事項の追加に当たるとの無効理由が主張されたのに対し、当初これを争い、補正F1及びF3は新たな技術的事項を導入するものではない旨主張していたものの、審決の予告において、これらの補正が特許法17条の2第3項に規定する要件を満たしていないとの審判合議体の判断が示されたため、初めて、本件補正1後の記載を補正前の記載に戻すために、訂正事項5及び6の訂正を請求するに至ったものであり、被告自身も、本件補正1後の記載内容自体が誤っている、との主張をしているものではない。

そうすると、補正F1及びF3に係る補正後の記載を、補正前の記載に戻すための訂正事項5及び6は、「誤記」の訂正に当たるとは認められず、審決の判断は、その前提において誤りがあるというべきである。

### (10)大阪地判平成27年3月19日 裁判所HP

平成25年(ワ)第7416号 特許権原状回復請求事件(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/969/084969\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/969/084969_hanrei.pdf)

原告が、被告との間で締結した業務委託契約を履行不能等の理由で解除したとして、原状回復請求権として、被告に支払った委託料及び保証預金名目の金員のうち一部の支払を求めた事案。

本件業務委託契約において、原告は、本件各特許の実施品である本件製品の販売・保守を受託し、被告は、製造可能となるような本件製品の開発を行い、製造用図面等を作成する義務を負っていたものと認められるが、本件各特許発明の発明者である教授が被告執行役員を辞任し、開発に協力する体制になくなった後は、本件製品の製造が可能なものとなるよう開発するという被告の債務については、事実上履行が不能になり、これは、本件業務委託契約が解除事由と定める「他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき」にあたりと認定し、保証預金から研究開発費用充当分を控除した残額についての原告の被告に対する原状回復請求権と、金銭消費貸借契約に基づく被告の原告に対する貸金返還請求権を相殺後の1958万6814円につき、原告の請求を認めた。

### (11)東京地判平成27年3月27日 裁判所HP

平成26年(ワ)第7527号 著作権確認等請求事件(一部認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/025/085025\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/025/085025_hanrei.pdf)

被告A(被告Bの指導教授)と被告B(被告Aの指導のもとで被告学園《Aが勤務する大学院を設置する学校法人》において研究を行っていた。)が共同で執筆した論文(AB共同執筆論文)中に、原告が著作した論文(原告論文)の記述とほぼ同一の記述が存在する事実に関して原告が、原告論文に係る原告の著作権(複製権又は翻案権)の侵害行為であること、原告の著作人的人格権(同一性保持権及び氏名表示権)の侵害行為であること、学術論文を他人に盗用・剽窃されない利益を侵害する一般不法行為(民法709条)を構成すること等を理由として、被告A、被告B、並びに被告Aの使用人としての被告学園に対して損害賠償、被告A、Bに対して謝罪広告の掲載を求め、またAB共同執筆論文をそのウェブサイトに掲載した被告学会(情報処理関連技術の研究・成果発表などを行う一般社団法人)に対し、ウェブサイト上からのAB共同執筆論文の削除、ならびに被告A及び被告Bの著作者名表示の削除を求めた事案である。また原告は、上記請求の前提として、被告学会にいったん譲渡した原告論文の著作権が、原告の解除権行使により原告へ再度移転したとも主張した。原告のこれらの主張について、裁判所は以下の通り判断した。

原告の解除権行使の有効性は認められず、原告論文の著作権は被告学会に帰属しているものと認め、従って原告主張については、原告の著作権侵害の主張はその前提を欠くものとされ棄却された。

原告主張については、AB共同執筆論文の表現の記述のうちの一部が原告論文の記述の複製であることを認め、この複製部分については、原告論文の著作者である原告の氏名が表示されていないから、原告の氏名表示権(著作権法19条1項)を侵害するものと認めた。

原告の主張 については、研究者の執筆・公表した学術論文を第三者が複製等によって利用したからといって、それにより研究者の学問の自由が侵されるものとは認められないし、当該研究者の能力、専門性ないし業績に対する評価が低下するものとも解されないとされ、原告の主張は退けられた。

原告主張 については、被告学会はAB共同執筆論文をそのウェブサイトへ掲載することにより、原告の氏名表示権を侵害するもので、原告は当該論文の削除を求めることが出来るが、AB共同執筆論文の著作者としてのA及びBの氏名表示が原告の氏名表示権を侵害するものではないからこれの削除を求めることは出来ないと考えられた。

被告学園に対する使用者責任については、共同執筆論文は、被告A及び被告Bの個人名で公表されたもので、被告学園の名義で公表されたものではないから、被告学園の事業の執行に当たりなされた行為ではなく、被告学園が使用者責任を負担することはないと考えられた。

被告A,Bに対する謝罪広告の掲載請求については、原告に対する悪質な権利侵害があったとは認められず、被告A,Bの行為によって、原告の社会的評価・名誉・声望が大きく損なわれたこともないとして、棄却された。

そして、被告A及び被告Bに対し、AB共同執筆論文に係る氏名表示権侵害の不法行為に基づいて22万円(うち弁護士費用2万円)の損害賠償金の連帯支払を認め、被告学会に対し、AB共同執筆論文に係る原告の氏名表示権侵害について著作権法112条1項に基づきウェブサイトからの同論文の本文の削除を求める限度で原告の請求を認め、その余の請求を棄却した。

## 【刑事法】

### (12) 最一決平成27年2月2日 最高裁HP

平成26年(あ)第1422号 公務執行妨害被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/013/085013\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/013/085013_hanrei.pdf) (要旨)

被害者等が被害状況等を再現した結果を記録した捜査状況報告書を刑法321条1項3号所定の要件を満たさないのに同法321条3項のみにより採用した第1審の措置を是認した原判決に違法があるとされた事例

(事案)

弁護人が、捜査状況報告書の証拠能力に関し、判例違反を理由として、上告した。

(判旨)

捜査状況報告書は、警察官が被害者及び目撃者に被害状況あるいは目撃状況を動作等を交えて再現させた結果を記録したものと認められ、実質においては、被害者や目撃者が再現したとおりの犯罪事実の存在が要証事実になるものであって、原判決が、刑法321条1項3号所定の要件を満たさないのに同法321条3項のみにより採用して取り調べた第1審の措置を是認した点は、違法であるが、その違法は原判決の結論に影響を及ぼすものではないから、上告を棄却する。

### (13) 最一判平成27年2月2日 最高裁HP

平成24年(あ)第1647号 殺人、殺人未遂、公務執行妨害、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/010/085010\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/010/085010_hanrei.pdf)

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(秋葉原無差別殺傷事件)

(事案)

被告人は、秋葉原の歩行者天国における無差別殺人を企て、平成20年6月8日、(1)トラックを疾走させて通行人らに衝突させて跳ね飛ばし、3名を殺害し、2名に傷害を負わせたが殺害に至らず、更にトラックを降り、逃げる通行人らを鋭利な短剣様のダガーナイフで次々に突き刺すなどし、4名を殺害し、8名に傷害を負わせたが殺害に至らず、(2)現行犯逮捕しようとした警察官に上記ナイフを突き出すなどしたが殺害に至らず、その際に職務の執行を妨害するなどしたことにおいて、殺人、殺人未遂、公務執行妨害、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪で起訴された。

第1審判決は死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

本件は、周到な準備の下、強固な殺意に基づき、残虐な態様により敢行された無差別殺人事件であり、特に、7名を殺害し、10名に傷害を負わせるなどした結果は極めて重大であって、社会に与えた衝撃は大きく、遺族らの処罰感情もしゅん烈である。被告人は、派遣社員として職を転々とする中で社会への不満を募らせるとともに孤独感を深めていたところ、没頭していたインターネットの掲示板内で嫌がらせを受け、派遣先の会社内でも嫌がらせを受けたと思ひ込み、強い怒りを覚えて嫌がらせをした者にその行為が重大な結果をもたらすことを知らしめようとして本件犯行に及んだものであるが、動機、経緯に酌量の余地は見いだせず、被告人の刑事責任は極めて重大であり、前科前歴がないことなどを考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ないから、

上告を棄却する。

#### (14) 最二決平成27年3月24日 最高裁HP

平成26年(シ)第567号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/992/084992\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/992/084992_hanrei.pdf)

(要旨)

別件で刑事施設に収容されている再審請求人の届出住居に宛てて行った同人に対する再審請求棄却決定謄本の付郵便送達が無効とされた事例

(事案)

申立人は、服役中の平成21年7月に本件再審請求をし住民票の写しとともに住居変更の届出をした後、出所した。原々審は平成24年3月30日本件再審請求を棄却し、同年4月2日、その決定謄本を前記届出住居に宛てて郵便により送達する手続をしたが、「あて所に尋ねあたりません」という理由で返送されたため、申立人が提出した住民票について、囑託調査によりその後の異動が届出されていないことを確認した上で、同年6月5日、前記決定謄本を前記届出住居に宛てて書留郵便に付して送達した(「本件付郵便送達」)。

その後、申立人は、別件で刑事施設に収容中、平成26年6月16日原々決定に対して即時抗告を申し立てた。原審は、即時抗告を棄却する決定を下したため、申立人が、特別抗告を申し立てた。

(判旨)

申立人は、自ら再審請求をしたにもかかわらず、住居変更の届出書の提出後、本件付郵便送達前まで、住居等の変更届出等をしてこなかった一方で、原々審は、申立人の所在を把握できず、申立人が刑事施設に収容されていることを知る端緒もない。よって、本件付郵便送達は、刑訴規則62条1項の住居、送達受取人等の届出を申立人が怠ったことを理由に同規則63条1項により申立人本人を受送達者として前記届出住居に宛てて行ったものと理解することができ、再審請求をしている申立人が実際には別件で刑事施設に収容されていたとしても、有効と解するのが相当であるから、抗告を棄却する。

#### (15) 最二決平成27年4月8日 最高裁HP

平成25年(ア)第1676号 詐欺、証券取引法違反、金融商品取引法違反被告事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/033/085033\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/033/085033_hanrei.pdf)

(要旨)

1 金融商品取引法(平成20年法律第65号による改正前のもの)166条1項1号にいう「役員、代理人、使用人その他の従業者」の意義

2 金融商品取引法(平成20年法律第65号による改正前のもの)166条1項1号にいう「その他の従業者」に当たるとされた事例

(事案)

被告人は、東証第二部に上場している株式会社Aの財務・人事等重要な業務執行の決定に関する職務に従事していたが、A社が平成20年9月1日に公表した第三者割当による新株式発行増資について、(1)公表前に東京証券取引所において、同社の株券43万1000株を3526万7000円で買い付け、(2)公表後に、同取引所において、同社の株券60万株を8172万7000円で売り付けたことにより、詐欺、証券取引法違反、金融商品取引法違反の罪で起訴された。

原審は被告人を有罪と判断し、それに対し、被告人が上告した。

(判旨)

金融商品取引法166条1項1号にいう「役員、代理人、使用人その他の従業者」とは、当該上場会社等の役員、代理人、使用人のほか、現実に当該上場会社等の業務に従事している者を意味し、当該上場会社等との委任、雇用契約等に基づいて職務に従事する義務の有無や形式上の地位・呼称のいかんを問わないものと解するのが相当であるところ、被告人は、A社の代表取締役と随時協議するなどして同社の財務及び人事等の重要な業務執行の決定に関与するという形態で現実に同社の業務に従事していたものであるから、「その他の従業者」に当たるものであり、上告は棄却する。

#### (16) 東京高判平成26年9月10日 判例タイムズ1409号176頁

平成25年(ネ)第7257号損害賠償請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立(後取下))

殺人被告事件の死刑確定者Xは、再審請求及び国賠訴訟(本件訴訟)の準備を目的として弁護士と32回に渡り面会したが、拘置所所長はそのいずれについても拘置所職員の立会のない面会(秘密面会)を許さず、面会時間も30分に制限したため、X及び弁護士らは、同措置は憲法13条、32条、34条等に反するとして国賠法1条1項に基づき慰謝料等の損害賠償を請求した。本判決は、再審請求準備のための面会において秘密面会を許さなかった措置について、死刑確定者の心情の安定という点は個々人の内心の問題であり、秘密面会の利益を制約する理由とすべきでなく、死刑確定者が再審請求弁護士との秘密面会を求める意向を有している場合には、その心情の安定を把握する必要性が高いと認

められるか否かを検討するまでもなく、秘密面会を許さない刑事施設の長の措置は、裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとし、Xに対する慰謝料66万円を認める等したが、本件訴訟の準備のための秘密面会を許さなかった措置等については、同面会の目的が本件訴訟であることが明らかにされていたとは認められないことを理由に、裁量権の逸脱・濫用を認めなかった。

## 【公法】

### (17) 最二判平成27年3月27日 最高裁HP

平成25年(オ)第1655号 建物明渡し等請求事件(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/994/084994\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/994/084994_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

西宮市営住宅条例(平成9年西宮市条例第44号)46条1項柱書及び同項6号の規定のうち、市長は、入居者が暴力団員であることが判明した場合に市営住宅の明渡しを請求することができる旨を定める部分は、憲法14条1項及び22条1項に違反しない

(理由)

暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員と定義されているところ、このような暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合には、当該市営住宅の他の入居者等の生活の平穏が害されるおそれを否定することはできない。他方において、暴力団員は、自らの意思により暴力団を脱退し、そうすることで暴力団員でなくなることが可能であり、また、暴力団員が市営住宅の明渡しをせざるを得ないとしても、それは、当該市営住宅には居住することができなくなるというにすぎず、当該市営住宅以外における居住についてまで制限を受けるわけではない。以上の諸点を考慮すると、本件規定は暴力団員について合理的な理由のない差別をするものということとはできない。したがって、本件規定は、憲法14条1項に違反しない。

また、本件規定により制限される利益は、結局のところ、社会福祉的観点から供給される市営住宅に暴力団員が入居し又は入居し続ける利益にすぎず、上記の諸点に照らすと、本件規定による居住の制限は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかである。したがって、本件規定は、憲法22条1項に違反しない。

### (18) 名古屋高判平成27年3月20日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件(違憲状態を認めたとし、請求棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/012/085012\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/012/085012_hanrei.pdf)

平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙について、愛知県、岐阜県及び三重県内の選挙区の選挙人らが、公職選挙法13条1項及び別表第1の定める衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区割規定は、人口に比例した選挙区を定めなければならないという憲法上の要求に反しているから違憲無効であり、同規定により定められた選挙区割りにより実施された前記選挙区の選挙も無効であるとしてされた選挙の無効請求が棄却された事例。

「本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、最も選挙人数が少ない宮城県第5区(23万1081人)と最も選挙人数が多い東京都第1区(49万2025人)との間で1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となる選挙区の数13であった。」との事実関係の下で、裁判所は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものである」とした上、「憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず」として、選挙人らの請求を棄却した。

### (19) 東京地判平成26年1月24日 判例時報2247号7頁

平成20年(行ウ)第738号 法人税更正処分取消等請求事件(認容(確定))

本件は、X社(Z社の100%子会社)が平成15年3月期から平成17年3月期までの各事業年度において、Z社に対して行った製品の売上値引き及び単価変更による売上げの減額が法人税法37条に規定する寄附金に該当するか否かが争われた事案である。

Z社はX社のほか、住宅のユニットを生産する子会社8社とともに、ユニット住宅の生産事業を営んでおり、X社が製造した住宅用外壁部材等(以下、「外壁」という。)をZ社に販売し、Z社はこれを他の子会社に販売し、子会社が外壁を使用して生産したユニットを購入していた。X社とZ社間の外壁取引において大要、各半期の期初に、Z社からユニット生産8社に対する外壁の販売単価に一定の係数を乗じた取引価格(以下、「当初取引価格」)を設定し、外壁の代金として当初取引価格による決済が行われた後、各半期の期末又は中間以降において、Z社の決定・通知に基づき、単価変更又は売上値引きを行っていた。

Yは外壁における契約価格は当初取引価格で決定されており、その後の単位変更や売上値引は合理的な原価計算に基づくものではなく、単にX社の利益をZ社に付け替えるだけのものであり、独立企業間の通常の経済取引として合理的理由はなく、経済的にみて贈与と同視しうる利益の供与であると主張した。

しかし、当初取引価格は、予算計画を策定するための基準として利用されることが予定されている数値に過ぎず、契約価格として合意されていたとするには相当疑義があるとされた。また、X社は、Z社からの注文を受けてから製造する完全受注生産を行う専属下請生産会社であり、外壁の原価に占める固定費の割合は約30%と相当高いことからすれば、受注量の変動による損益への影響が大きく、Z社に対して販売する外壁につき、各半期の期末又は期中においてそれまでの実績に基づく原価計算によって算定される実際原価(実績見込原価)を基礎として、それに一定の損益算定方法(後述の差異分析)により導かれる損益を加算するという手法により取引価格を決定するという内容の契約を締結することは、企業の事業活動の在り方として一概に不合理であるとまでは断ずることはできないと判示した。

さらに、差異分析の手法は会計学的に是認できない独自の理論で内容も不合理であるとのYの指摘に対しては、両社の損益の帰属を、一般に企業内部の予算統制のために実施される差異分析の手法により判定すること、すなわち、予算計画における損益の増減に関して果たした役割ないし貢献度に応じて損益の帰属を判定することは不合理であるとはいえないと判示した。

そして、X社が差異分析の手法を転用して取引価格を決定したことが税負担を逃れるための恣意的な利益調整であるとは認められないなどとして、X社とZ社間の販売契約における契約価格は、各半期における期末決定価格又は期中決定価格であると認め、売上値引き及び単価変更により、X社からZ社に対し、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与がされたとは認められず、売上値引き及び単価変更に係る金額は法人税法37条7項の寄附金に該当しないと判断した。

## (20)東京地判平成26年4月15日 判例タイムズ1409号336頁

平成25年(行ウ)第33号 難民不認定処分取消等請求事件(認容,確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/560/084560\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/560/084560_hanrei.pdf)

アンゴラ国籍の外国人男性Xは、アンゴラ北部ガビンダ州にてガビンダ解放戦線(FLEC)のメンバーとして独立を訴える政治活動をしていたところ、国家安全保障罪の容疑により政府治安当局に逮捕されたとし、入管法61条の2第1項に基づき難民認定を申請したが、難民認定をしない処分(不認定処分)、在留特別許可不許可処分(不許可処分)及び退去強制令書の発布処分(退令処分)を受けたため、これらの取り消し等を求めた。本判決は、アンゴラの一般情勢としてFLECのメンバーは治安当局から迫害を受けるおそれがあったとした上で、XはFLECのメンバーとして政治活動をしていたところ警察官に身柄を拘束され暴行を受け、3カ月以上にわたり国家犯罪捜査庁等において、不衛生及び劣悪な収容環境にて収容されていたと認定し、政府から迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国外にいる者と認められるとして難民該当性を認め、不認定処分の取り消しを認め、難民該当性が認められないことを前提になされた不許可処分は当然に違法であり、その結果Xを迫害されるおそれのある国に向けて送還しようとする点において入管法の根幹に関わる重大な瑕疵があるとして、不許可処分は当然に無効であり、同様に退令処分も無効であるとした。

## 【社会法】

## (21)東京高判平成25年8月7日 判例時報2246号106頁

平成25年(ネ)第961号 減給処分無効確認等請求控訴事件(一部取消(上告・上告受理申立て))

新幹線運転士が、呼気1リットルにつき0.07ミリグラムのアルコールが検知された酒気帯び状態で運転業務に就こうとしたが、乗務点呼時の検知結果や酒臭から管理者の判断により乗務不可とされ、これを理由として就業規則に基づく懲戒として、一日分の平均賃金の2分の1(9409円)の減給処分を受けた。そこで、同運転士が、本件減給処分は懲戒権を濫用した無効なものであり、同処分は労働組合敵視政策の一環として嫌がらせ的に行われたものであるなどとして、本件減給処分の無効確認、同処分がなければ得られたはずの半日分の賃金及び慰謝料の支払いを求めて提訴した。一審判決は、懲戒事由を認めたが、新幹線乗務員という旅客の安全を最優先とすべき職務上の義務を負う立場にあることを最大限考慮したとしても、違反行為の態様、生じた結果の程度、一般情状及び前例等、過去の処分例、JR他社の取扱(呼気1リットルにつき0.10ミリグラム未満のアルコール保有の場合に懲戒処分を科さない取扱が一般であったという)と比較して処分量定が重きに失し、社会通念上相当性を欠くとして、懲戒権の濫用を認定し、懲戒処分の無効を確認し、減額された賃金の支払を命じ、慰謝料請求は棄却した。

これに対し、控訴審は、酒気帯び状態で運転業務に就こうとしたこと及びその発覚を認定し、就業規則違反、懲戒事由該当性を認定した上で、本件処分の量定については、一審判決同様の考慮事情を上げて総合判断すべきとしたが、新幹線運転士が呼気1リットルにつき0.07ミリグラムのアルコールを保有する酒気帯び状態で運転業務に就こうとしたことは、その職種の者の非違行為の態様としては悪質であり、その程度も軽いものではないと評価されてもやむを得ないものであり、本件減給処分が相対的に軽い処分であることからすると、本件で実害が生じず、一般情状や前歴等がないことを最大限考慮しても、本件減給処分は社会通念上相当であり、懲戒権の濫用と評価することはできないと判示し、一審判決を一部取り消し、新幹線運転手の請求を全部棄却した。

## (22)大阪高判平成26年10月31日 判例タイムズ1409号209頁

平成26年(ネ)第471号 営業妨害予防等請求控訴事件(変更, 上告, 上告受理申立)

個人タクシー事業者Xらは、法人タクシー事業者Yに対し、独禁法24条等に基づき、Yの親会社(鉄道会社)の駅前にあるタクシー待機場所(公道上の部分)にXらが乗り入れる行為を物理的に妨害する行為等の差止め及び過去の妨害行為について不法行為に基づく損害賠償を請求した。本判決は、Xらの損害の内容、程度、独禁法違反行為の態様等を総合勘案すると、XらがYの独禁法19条違反行為によって利益を侵害され、侵害されるおそれがあることによって生じる損害は著しいとし、同法24条に基づき、Xらのタクシー前方への立ちはだかりやYのタクシーの割り込み等による物理的な妨害の差止請求を認容したが、タクシー待ち利用者をタクシー待機場所内の先頭車両以外のタクシーに誘導する行為については、タクシー乗り場の平穩を破るおそれが強い行為ではあるが、そもそも先頭車両の運転手が乗客を最優先で獲得する権利・利益を有するといえる根拠はないので不当な取引妨害行為とは言えないとして差止請求を棄却し、損害賠償については、Xらの主張する売上額から経費を控除した逸失利益相当額(X1につき330円、X3につき320円等)の限度で認容した。

## (23)東京地判平成26年6月10日 判例タイムズ1409号362頁

平成23年(ワ)第41841号 情宣活動禁止等請求事件(一部認容, 控訴)

大学を設置する学校法人Xの生活協同組合解散後、組合員Yらは、Xは労働組合法7条の使用人に該当するとして団体交渉を求めたが、Xがこれに応じないことから、毎年のようにXの入試日当日、入試会場付近の公道に集まり横断幕を掲げ、ピラを撒き、シュプレヒコールをする等の情宣活動を行った。Xは、憲法22条等に由来する平穩に教育及び研究を行う権利等を根拠に、主位的に入試日に各入学試験場の所在地から半径200メートルの範囲内におけるYらの情宣活動の差止めを求め、予備的に、差止めを求める場所的範囲を画する円の基点を具体的に特定した上で差止めを求めた。本判決は、主位的請求は禁止行為の場所的範囲の外延が不明確であり不適法却下としたが、予備的請求については、憲法22条等は私人間には直接適用されないが、Xにも個人同様な人格権に基づき平穩に業務を遂行する権利が認められ、Xが労働組合法7条の使用人に該当しないことは最高裁で確定していること等から、Yらの情宣活動の違法性阻却は認められず、憲法28条に基づく団体行動の法的保護も、Yらの行為の目的、態様、被侵害利益の侵害の程度等を考慮すれば社会通念上相当なものとは認められないとし、差止め請求の一部を認容した。

## 【その他】

## (24)東京地判平成26年11月17日 判例時報2247号39頁

平成25年(ワ)第7774号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(確定))

本件土地建物の所有者Aに成りすました自称Aが、土木建築業者兼不動産業者Xとの間で、売買契約3500万円を締結し、Xは、司法書士Yに、所有権移転登記手を委任し、登記申請手続きがなされたものの、自称Aの印鑑登録証明書は偽造されたもので、申請が却下された。

Yは、Xから運転免許証や印鑑登録証明書等の登記申請書類の真否の確認を含む本人確認を委任されたものであるが、Aが提示した運転免許証はインクのにじみがあり、印鑑登録証明書には印字のずれ、消去した文字の残像のようなものがあつた。

平成21年に東京法務局及び東京司法書士会が行った注意喚起では、偽造された印鑑登録証明書には氏名や住所等の上書した部分に消去した文字の残像が一部残っているなどと紹介されており、司法書士の知見に照らせば、Yは不審な点に気づき、自称Aに対して、本人であることの客観的資料の提出をさらに求め、Xに対しても注意喚起をする義務があつたにもかかわらず、Yはこれらの不審点を看過し、運転免許証の顔写真との風貌の一致や生年月日等を確認したのみであつたことからYの過失が認められた。もっとも、売主が誰であり、売主とされる者が真に権利を所有する者であるかの確認は、本来的には売買によって権利を取得することとなる買主の責任において事前に十分な調査を尽くしたうえで行うべきであるが、Xは、登記申請前日まで自称Aに面会したことはなく、自称Aの本人性や本件不動産の権利性を裏付ける資料を事前に徴求することをせず、買主としての調査義務を尽くしていないこと、Yに対してかかる経緯を説明せず、翌日には登記申請をすることで登記申請の準備を急がせ、Yがより慎重に印鑑登録証明書等を確認しようとする契機と時間的な余裕を減少させたこと、Xは、売買代金の支払いを登記完了まで待たずに登記申請受理時点で支払ったことも損害の発生に大きな影響を及ぼしているとして、7割の過失相殺をし、本件売買契約の代金3500万円及び委任契約の報酬7万8000円のうち、3割に相当する1052万3400円の限度で損害賠償金の支払義務を認めた。

## 【紹介済判例】

最二判平成26年2月14日 金法2015号104頁  
平成23年(受)第603号 遺産確認,建物明渡等請求事件(破棄差戻)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/947/083947\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/947/083947_hanrei.pdf)  
法務速報154号1番で紹介済

最二判平成26年3月28日 判例タイムズ1409号136頁  
平成25年(あ)第3号 詐欺被告事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/091/084091\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/091/084091_hanrei.pdf)  
法務速報156号14番で紹介済

最二決平成26年3月28日 判例タイムズ1409号143頁  
平成25年(あ)第725号詐欺被告事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/098/084098\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/098/084098_hanrei.pdf)  
法務速報156号15番で紹介済

最三判平成26年7月29日 判例時報2246号10頁  
平成24年(行ヒ)第267号 許可処分無効確認及び許可取消義務付け,更新許可取消請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)  
法務速報160号17番で紹介済

最三判平成26年7月29日 判例タイムズ1409号114頁  
平成24年(行ヒ)第267号 許可処分無効確認及び許可取消義務付け,更新許可取消請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/346/084346\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/346/084346_hanrei.pdf)  
法務速報160号17番で紹介済

東京高判平成26年9月24日 判例タイムズ1409号148頁  
平成26年(行コ)第145号,平成26年(行コ)第211号 相続税更正処分取消請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却,附帯控訴一部却下,附帯控訴一部棄却,確定)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/938/084938\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/938/084938_hanrei.pdf)  
法務速報166号20番で紹介済

最一判平成26年9月25日 判例タイムズ1409号110頁  
平成25年(行ヒ)第35号 固定資産税等賦課取消請求事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/489/084489\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/489/084489_hanrei.pdf)  
法務速報162号20番で紹介済

最一判平成26年10月23日 判例時報2245号10頁  
平成25年(受)第492号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=84578](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=84578)  
法務速報163号25番で紹介済

最二決平成26年10月29日 判例時報2247号3頁  
平成26年(行フ)第3号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)  
法務速報163号12番で紹介済

最二決平成26年10月29日 判例タイムズ1409号104頁  
平成26年(行フ)第3号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/588/084588\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/588/084588_hanrei.pdf)  
法務速報163号12番で紹介済

最二判平成26年11月7日 判例時報2247号126頁  
平成25年(あ)第1333号 関税法違反被告事件(破棄自判)  
法務速報163号19番で紹介済

最二判平成26年11月7日 判例タイムズ1409号131頁  
平成25年(あ)第1333号 関税法違反被告事件(破棄自判)  
判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/616/084616\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/616/084616_hanrei.pdf)  
法務速報163号19番で紹介済

最一決平成26年11月17日 判例時報2245号124頁  
平成26年(し)第578号 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)  
判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/640/084640\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/640/084640_hanrei.pdf)  
法務速報164号15番で紹介済

最一決平成26年11月17日 判例タイムズ1409号123頁 ( 事件)  
平成26年(し)第578号 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)  
判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/640/084640\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/640/084640_hanrei.pdf)  
法務速報164号15番で紹介済

最一決平成26年11月18日 判例時報2245号124頁  
平成26年(し)第560号 保釈許可決定に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)  
判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/641/084641\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/641/084641_hanrei.pdf)  
法務速報164号16番で紹介済

最一決平成26年11月18日 判例タイムズ1409号123頁 ( 事件)  
平成26年(し)第560号 保釈許可決定に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)  
判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/641/084641\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/641/084641_hanrei.pdf)  
法務速報164号16番で紹介済

最大判平成26年11月26日 判例タイムズ1409号71頁  
平成26年(行ツ)第155号,平成26年(行ツ)第156号 選挙無効請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)  
判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/647/084647\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/647/084647_hanrei.pdf)  
法務速報164号20番で紹介済

最二判平成26年12月12日 金法2014号104頁  
平成24年(受)第2675号 相続預り金請求事件(上告棄却)  
判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/688/084688\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/688/084688_hanrei.pdf)  
法務速報164号1番で紹介済

最二判決平成26年12月19日 判例時報2247号27頁  
平成25年(受)第1833号 賠償金請求事件(破棄自判)  
法務速報165号1番で紹介済

## 2. 平成27年(2015年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 189 6

山村振興法の一部を改正する法律

・・・山村振興法の有効期限を平成37年3月31日まで延長し,基本理念に関する事項,再生可能エネルギーの利用の推進等について配慮する事項等を定めた法律。

・衆法 189 7

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成32年3月31日まで延長すること等を定めた法律。

・衆法 189 8

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成30年3月31日まで延長することを定めた法律。

・衆法 189 9

半島振興法の一部を改正する法律

・・・半島振興法の有効期限を10年延長し,産業振興促進計画,地域公共交通の活性化及び再生,就業の促進等に関する規定等を定めた法律。

・衆法 189 12

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

・・・家庭的保育事業,小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者の当該事業の管理下における児童の災害について,独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とすることを定めた法律。

・参法 189 5

都市農業振興基本法

・・・都市農業の振興に関し,基本理念及びその実現のための基本事項を定め,国及び地方公共団体の責務等を定めた法律。

・閣法 189 3

所得税法等の一部を改正する法律案

・・・法人税率の引下げ,住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長,地方創生に取り組むための投資促進税制の創設,結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等を定めた法律。

・閣法 189 4

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

・・・輸入してはならない貨物への指定薬物の追加,暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 189 5

地方税法等の一部を改正する法律案

・・・法人事業税の所得割の税率の引下げ,外形標準課税の拡大,地方消費税率引上げの施行日の変更,個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を定めた法律。

・閣法 189 6

地方交付税法等の一部を改正する法律案

・・・所得税,法人税,酒税,たばこ税に係る地方交付税の率の変更,地方交付税の単位費用等の改正,公営競技納付金制度の延長等を定めた法律。

・閣法 189 9

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

・・・内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を定めた法律。

・閣法 189 10

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

・・・高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第2条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い,同法を廃止することを定めた法律。

・閣法 189 11

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

・・・在外公館として在レオン日本国総領事館等の新設,在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を定めた法律。

・閣法 189 22

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

・・・公務扶助料,遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給することを定めた法律。

### 3.4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

伊藤秀城 著 日本加除出版 348頁 3,996円  
実務裁判例 借地借家契約における信頼関係の破壊

片山登志子/村岡泰行 編/面会交流実務研究会 著 195頁 2,376円  
代理人のための面会交流の実務 離婚の調停・審判から実施に向けた調整・支援まで

梶村太市/長谷川京子 編著 日本加除出版 384頁 3,672円  
子ども中心の面会交流  
こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える

辺見紀男/武井洋一 編 商事法務 300頁 3,024円  
非公開会社・子会社のための会社法実務ハンドブック

山根裕子/高橋大祐 著 日本評論社 232頁 4,536円  
土地資源をめぐる紛争 規制と司法の役割

#### 4.4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

友岡史仁 著 弘文堂 320頁 3,024円

要説 経済行政法

一橋大学環境法政策講座 編 商事法務 184頁 2,808円

別冊NBL no.150原子力損害賠償の現状と課題

「現代型契約と倒産法」実務研究会 編 商事法務 334頁 4,320円

現代型契約と倒産法

東京弁護士会労働法制特別委員会 編著 日本法令 420頁 3,024円

労使双方の視点で考える 27のケースから学ぶ労働事件解決の実務

棚橋祐治 監修/井奈波朋子/石井美緒/松嶋隆弘 編著 三協法規出版 424頁 4,860円

コンテンツビジネスと著作権法の実務

## 5. 発刊書籍<解説>

「子ども中心の面会交流 こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える」

児童精神科医, 臨床心理士, 研究者, 弁護士, 元裁判官, 様々な筆者が, それぞれの立場から, 面会交流の原則実施の問題点などについて, 解説している。

「コンテンツビジネスと著作権法の実務」

まず著作権の基礎が解説されたのち, 出版業, 音楽産業, 映画産業, 放送業, ゲーム産業などと著作権, 建築, 写真, 地図プログラムの著作物について, コンテンツビジネスの実務が解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。